

はねたみ、萬一の時は下知に付かさるもの也。夫故におれが譜るなど申付たり。此旨歸ていへと御意なり。治兵衛罷歸委細申上げる處、御尤と被仰。則大膳を召、思召違にて被仰付由被仰渡。大膳承り、御意を相背き申儀毛頭無御座、小松様より御内書を以被仰下故、辭退申上候旨謹で申上たり。其後小松様より御頼にて、大膳暫時公事場奉行を勤たり。小松様御意に、筑前家督はじめ頼之儀に候間、相勤吳侯へとの御事ゆゑ相勤、無程御指除被成たりと、坂井氏物語也と見ゆ。右横山大膳は元祖山城守長知の長男大膳康玄也。此の人は慶長十年利長卿被召出、寛永八年江戸難問の使節相勤め、正保二年九月父に先立ち歿す。又一本夜話録に云ふ。奥村源左衛門を公事場奉行に被仰付。然る處源左衛門は片口の最負づよき人也。公事開拵には不相應之者也と取々申ならしけり。此由目附衆書上げる處、御覽被成、源左衛門を被召。則罷出に付、年寄衆召連御前へ罷出ける處、源左衛門儀公事場奉行申付る處、片口にて最負づよき者ゆゑ、公事開には不相應と何茂申よし也。源左衛門最負強き者と聞たるゆゑに申付たり。源左衛門を最負する者は我

等のけては有間敷、左候は、我等が爲め悪敷やうには在間敷、彌左様に心得候やうにと御意なり。上下此御意を承り感服仕といへり。按するに、奥村源左衛門は奥村伊豫守永福が家と同姓にて、奥村采女の弟也。采女大聖寺城賣の時討死す。故に兄の家祿五千石を賜はり、周防長元と云ひ、後源左衛門と改稱し、慶安三年正月歿すと家譜にあり。右は公事場の因みに記載す。扱公事場は廢藩の際まで存在して、舊藩中甚だ權威強き役所なりしかど、廢藩の際奉行をば免じ、囚人をば獄屋に入置き、そのまゝ縣廳聽訟係へ引送り、聽訟課の官員當分役所となし、聽訟・斷獄兩役所兼置ける處、後囚獄所と稱し、重ねて監獄署と改稱す。

○岡嶋備中蕃邸

延寶の金澤圖に、公事場の右隣を岡嶋備中、其の隣を奥村源左衛門の居邸とす。岡嶋氏の居邸は、前口三拾五間三尺、奥村公事場の方三拾四間、奥村の方三拾九間とあり。右邸地は元祖備中守一吉以來の居第なるか。菅家見聞集に、萬治二年公事場を岡嶋備中宅の隣地へ被移と見え、さて元祿六年土帳にも、岡嶋市郎兵衛大手口之近邊公事場隣とあり

て、享保九年土帳に、三の一千二百石岡嶋圓次郎、公事場隣と記す。右圓次郎享保十三年幼少にて早世に付き、跡式斷絶被命、居屋敷被召揚、舊邸は追つて多賀典膳等へ賜はりたり。

○岡嶋備中守一吉傳

一吉は岡嶋氏の元祖にて、尾張國春日井郡豐島の出生、若名を喜三郎と云ひ、大納言利家卿越前府中に在城し給ふ頃被召出奉仕し、初め家秩八十石を賜はり、武勇拔群にて數度の軍功を顯す。追々登庸せられ、家祿遂に一萬千七百五十石を賜はり、慶長三年四月二世利長卿權中納言に昇進し給ふ時、從五位下備中守を拜任し、執政の一人なりしかば、三世權中納言利常卿に至つても益、國務を輔佐し、元和五年八月廿一日に病を以て卒す。其の子一元初め右近と稱し、後帶刀左衛門また備中と稱す。父一吉の遺跡を繼ぎ、遺知一萬千七百五十石賜はり、寛永五年歿す。一元に數子あり。惣領一陳市郎兵衛と稱し、家嫡と成り遺知の内五千石を賜ふ。庶子の長男長春内膳と稱す。父遺知之内三千石賜はる。其の弟一宗兵庫と稱す。父遺知の内千石賜はる。

其の弟一信五兵衛と稱す。父遺知之内千石賜はる。其の弟重治甚七郎と稱す。父遺知之内千石賜はり、後五百石加恩あり。其の弟一忠治兵衛と稱す。新知二百石賜はる。後亂心自殺し、子孫連綿せず。さて市郎兵衛一陳の子元爲初め備中と稱し、後市郎兵衛と云ひ、家を繼ぎ遺知五千石賜之、正徳元年歿す。其の子元直初め市正、後源左衛門と稱し、家を繼ぎ遺知五千石賜はり、享保元年歿す。嗣子元庸藏人と稱し、遺跡を繼ぎ遺知の内四千石賜はり、享保九年歿す。其の子一清圓次郎と稱す。享保九年相續す。幼少に付き遺知三の一千二百石賜はり、同十三年六歳にて早世し、跡式斷絶の旨同十七年命あり。

○岡嶋備中守妻室之傳語

三壺記に云ふ。岡嶋備中守尾州に有りし時の妻は、誰人の娘なるか定かならず。故ありて離別すと。此の腹に一人の男子あり。二代備中は是なり。其の母離別の後勢州大河内に行きて、北島の家人鈴木氏の娘を娶り二子を生むと云ふ。さて後の妻室は中院中納言通勝也足軒の息女なり。其の故は天正十年明智光秀叛逆の頃、連歌の宗匠紹巴等と連歌の